

③ 広島県水道用水供給事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成17年度の決算における職員給与費の額は、約7億9,300万円で、総費用に占める割合は8.6パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成17年度	千円 9,268,765	千円 2,240,117	千円 793,052	% 8.6	% 9.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	職・職当	計 B		
平成17 年度	人 91	千円 368,643	千円 57,484	千円 161,869	千円 587,996	千円 6,461	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次の措置を行っています。

対象者	内 容	期 間
一般職の職員	給料の減額 (役職に応じ3%~7%を減じた額)	平成16年4月1日 ~平成19年3月31日
次長、室長級	管理職手当の減額 (役職に応じ3%~7%を減じた額)	平成16年4月1日 ~平成19年3月31日
勤務成績が特に良好な職員	勤務評定による特別昇給を実施しない。	平成11年4月1日 ~平成18年3月31日

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	41 歳 3 月	353,345 円	407,430 円 (550,694 円)
都道府県平均	44 歳 4 月	402,153 円	(657,641 円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び調整手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	都道府県平均
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,719千円	
（平成17年度支給割合） 期末手当 3.00月分 （1.60）月分 勤勉手当 1.45月分 （0.75）月分	
（加算措置の状況） 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成18年4月1日現在）

広島県	都道府県平均
（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置：2%～20%加算 早期勤奨退職特例措置：2%～30%加算 退職時特別昇給： 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号 1人当たり平均支給額 26,649千円 （自己都合） 182千円 （勤奨・定年） 29,776千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成15～17年度に退職した企業局職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成 17 年度決算）		9,603 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 17 年度決算）		124,712 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
広島市	3%	58 人	3%
三原市、大竹市	0%	34 人	0%

（注）「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成17年度における調整手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給総額（平成 17 年度決算）		2,597 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 17 年度決算）		38,764 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 17 年度）		40.6%	
手当の種類（手当数）		11 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事したもの	最高 320 円/日

手当の名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単 価
深所作業手当	水道事務所に 勤務する職員	水面下4メートル以上の深所又は 地下4メートル以上のマンホール 内において作業に従事したもの	220 円/日
坑内作業手当	水道事務所に 勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従 事したもの	560 円/日
塩素取扱作業 手当	水道事務所に 勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解 の作業、塩素ポンペの取替作業又 は塩素漏れの処理作業に従事した もの	290 円/日
高圧電気作業 手当	水道事務所に 勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整 備作業又は戸坂取水場における 11 万ボルト受電所内の照明用水銀灯 の取替作業に従事したもの	230 円/日
取水口除塵作 業手当	水道事務所に 勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の 不安定な箇所において取水口スク リーンの除塵作業に従事したもの	230 円/日
鋼管内塗装検 査手当	工業用水道事 業に従事する 職員	水道布設工事現場で、塗付された シンナー性の塗料から発生するガ スにより身体に危険を生じるおそ れがある鋼管内において監督又は 検査に従事したもの	290 円/日
道路上作業手 当	工業用水道事 業に従事する 職員	交通をしゃ断することなく道路 上で行う管路の充水作業又は排水 作業に従事したもの	300 円/日
有害有毒物取 扱作業手当	水質管理セン ターに勤務す る職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用し て行う検査業務に従事したもの	290 円/日
用地取得等折 衝業務手当	用地取得等業 務に従事した 職員	土地及び物件の取得、権利の取得 及び消滅並びにこれらに伴う損失 補償のための折衝業務又は工事の 施行に伴う損失補償のための折衝 業務で、現地で行うものに従事し たもの	650 円/日
災害応急作業 等従事手当	災害発生時の 応急作業等に 従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な 自然現象により重大な災害が発生 し、若しくは発生するおそれがあ る堤防等において行う巡回監視又 は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象 により重大な災害が発生し、若し くは発生するおそれがあるため道 路法の規定に基づき通行が禁止さ れている区間内の道路若しくはそ の周辺において行う巡回監視又は 応急作業等 その他公営企業部長が上記業務に 相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成 17 年度決算)	32,111 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 17 年度決算)	349 千円
支給実績(平成 16 年度決算)	39,518 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 16 年度決算)	380 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 17 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 17 年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族のうち 2 人 6,000 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,000 円 ・扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち 1 人 6,500 円 ・その他 5,000 円 ・満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 5,000 円加算	同じ	—	13,759 千円	260 千円
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員。 (1) 家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額 - 12,000 円 (2) 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃の月額 - 23,000 円) × 1/2 (最高限度額 27,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の家賃を負担している者。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円) ○自宅居住者 3,300 円	同じ	—	4,622 千円	98 千円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 58,000 円 + 58,000 円を 超える額 × 1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円 ~ 55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円 ~ 13,000 円	同じ	—	17,946 千円	211 千円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基本額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円 ~ 45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	0 千円	0 千円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に支給。 ・職区分に応じ、 給料月額 × 12% ~ 20% (例) 本庁の次長 20% 本庁の室長 12% ~ 16% 地方機関の所長 12% ~ 16%	同じ	—	4,941 千円	823 千円

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成 17 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 17 年度決算)
管理職員特別 勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日 等に臨時又は緊急等の必要によ りやむを得ず勤務したときに支 給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円～15,000 円/回	同じ	—	24 千円	24 千円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成18年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15 17:00～17:15

(注) 交替制勤務職場等を除く。

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況(平成17年度)

職員一人当たりの月平均 時間外・休日勤務時間数
16.29

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成17年)

職員一人当たりの 平均取得日数	取得率
10.68	53.4%

(注) 取得率＝平均取得日数÷20日

(4) 特別休暇の内容(平成18年4月1日現在)

区 分	期間等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震火災その他の非常災害による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	一週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
その他交通機関の事故等の不可抗力による場合	その都度必要と認める時間
証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める時間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める時間
負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)	医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間
職員の出産	出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合は十四週間)前の日から出産の日後八週間(出産の日以前の期間が六週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない期間を八週間に加算した期間)を経過する日までの期間内において必要と認める期間
妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害(つわり又は悪阻)により勤務することが困難と認められる場合	十四日を超えない範囲内において必要と認める日又は時間
妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関内又は原動機付の交通用具(人事委員会が定めるものに限る。)による通勤経路の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日を通じて一時間を超えない範囲内で必要と認める時間

区 分	期間等
配偶者の出産	配偶者の出産予定日の前日から出産の日以後二週間を経過する日までの期間内において三日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合	配偶者の出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合は十四週間)前の日から出産の日後八週間を経過する日までの期間内において、五日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員の生後満一年三月に達しない子の養育(男子職員にあっては、その配偶者が当該子を養育できる場合を除く。)	一日二回、それぞれ四十五分
配偶者、父母、配偶者の父母又は子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。以下この項において同じ。)を行う職員が、当該職員以外に看護者がいないため(中学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合にあっては、当該子の看護のため)勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において五日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は、当該子の数から一を減じた数と同じ日数をその者の看護のために加えた期間)
女子職員の生理	二日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
職員の結婚	七日を超えない範囲内においてあらかじめ必要と認める期間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による健康診断	その都度必要と認める日又は時間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条第一項又は第二十七条第二項の認定を受けた職員が、その健康の保持を図るため必要な保養をする場合	年間六日を超えない範囲内において必要と認める日
母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十条又は第十三条の規定による妊娠中又は出産後一年以内の女子職員の受ける保健指導又は健康診査	妊娠二十三週(第六月末)までは四週間に一回、妊娠二十四週(第七月)から妊娠三十五週(第九月末)までは二週間に一回、妊娠三十六週(第十月)から出産までは一週間に一回、出産後一年まではその間に一回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認める日又は時間
父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族の種類毎に定める期間内において必要と認める期間(配偶者の場合10日など)
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の七月から九月の期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する三日の範囲内の期間(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において五日の範囲内の期間
その他法令によって特に勤務しないことが認められている場合及び人事委員会が特に必要と認めた場合	その都度必要と認める期間

(5) 育児休業等の取得状況(平成17年度)

育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
338	12

(注)取得者数は年度内に新規取得した数を示しています。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(平成17年度)

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
知事部局等			96		96
教育委員会			338		338
警察本部			49		49
合 計	0	0	483	0	483

(2) 懲戒処分者数(平成17年度)

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
知事部局等		2	4		6
教育委員会	30	3	8	3	44
警察本部	5	1		1	7
合 計	35	6	12	4	57

5 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況(平成17年度)

区 分	許可件数
知事部局等	19
教育委員会	4,487
警察本部	5
合 計	4,511

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

○ 自治総合研修センターにおける研修の状況(平成17年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	11	1,435	2,039
特別研修(選択研修)	30	2,121	2,405

○ 教育センターにおける研修の状況(平成17年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	22	1,955	2,049
特別研修(選択研修)	117	9,386	8,800

○ 警察教養の状況(平成17年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
採用時教養	10	605	592
昇任時教養	30	381	407
専門教養	178	904	728

(2) 勤務評定の状況

○ 知事部局

目 的	職員一人一人の能力・実績・適性等を、日頃の仕事を通して、的確に把握することにより、 ア 能力の活用と人材の育成を視点とした適材適所の人事配置と昇進管理 イ 能力・実績に応じた処遇により職員個人に仕事へのインセンティブの付与 ウ 職員個人の能力をより効果的に引き出し、伸ばすことを可能とする研修・能力開発に資することを目的として実施する。
勤務評定の内容	① 被評定者 次に掲げる者以外の一般職の職員(以下「職員」という。)を対象とする。 ア 本庁の部長及びこれに準じる者 イ 臨時的任用の職員 ウ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。) エ その他知事が勤務評定の実施を不適又は不必要と認める職員 ② 評定者 評定者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。 ③ 評定期間 毎年3月31日を基準日とし、前回の定期勤務評定の評定基準日から当該定期勤務評定の評定基準日の前日までとする。 ④ 勤務実績評定の構成 勤務実績評定は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績を評定するもので、評定要素に基づいて評定する分析評定と、職員の勤務実績を総合的に評定する総合評定により評定を行う。 なお、詳細は広島県職員勤務評定実施規程による。

○ 教育委員会(事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員)

目 的	職員一人一人の能力・実績・適性等を、日頃の仕事を通して、的確に把握することにより、 ア 能力の活用と人材の育成を視点とした適材適所の人事配置と昇進管理 イ 能力・実績に応じた処遇により職員個人に仕事へのインセンティブの付与 ウ 職員個人の能力をより効果的に引き出し、伸ばすことを可能とする研修・能力開発に資することを目的として実施する。
勤務評定の内容	① 被評定者 次に掲げる者以外の一般職の職員(以下「職員」という。)を対象とする。 ア 本庁の教育次長、部長及びこれに準じる者 イ 臨時的任用の職員 ウ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。) エ その他教育委員会教育長が勤務評定の実施を不適又は不必要と認める職員 ② 評定者 評定者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。 ③ 評定期間 毎年12月1日を基準日とし、前回の定期勤務評定の評定基準日から当該定期勤務評定の評定基準日の前日までとする。 ④ 勤務実績評定の構成 勤務実績評定は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績を評定するもので、評定要素に基づいて評定する分析評定と、職員の勤務実績を総合的に評定する総合評定により評定を行う。 なお、詳細は広島県教育委員会事務局等の職員の勤務成績の評定に関する訓令による。

○教育委員会(県立学校職員及び県費負担教職員)

目 的	勤務評定は、教職員一人一人の能力・実績・意欲等を的確に把握し評価することにより、適材適所の人事配置、組織の活性化及び人材育成などに資するために実施する。
勤務評定の内容	① 被評定者 県立学校職員及び県費負担教職員 ② 評定者 職員を管理監督している者(教育長、校長、教頭、総括事務長、事務長)とする。 ③ 評定期間 毎年12月1日を基準日とし、前回の定期評定の期日から当該定期評定の期日の前日までとする。 ④ 評定内容 各評価項目の評価要素ごとに、評価基準に基づいて行う絶対評価(一次評定及び二次評定)と、一次評定及び二次評定を基に算定した総合評定(絶対評価及び相対評価)により評定を行う。事務職員については、評定要素に基づいて評定する分析評定と、職員の勤務実績を総合的に評定する総合評定により評定を行う。 なお、詳細は広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令及び広島県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則による。

○ 警察本部

目 的	職員の勤務成績を公正に評定することにより、その能力、性格及び適性に応じて勤務能率の増進及び適職への配置を図る。
勤務評定の内容	① 被評定者 次に掲げる者以外の職員を対象とする。 ア 警視以上の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察官以外の職員 イ 臨時的任用の職員 ウ 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。) エ その他警察本部長が勤務評定の実施を不必要と認める職員 ② 評定者等 評定者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。 ③ 評定期間 毎年12月1日を基準日とし、前回の定期評定の評定基準日の翌日から当該定期評定の評定基準日までとする。 ④ 勤務評定の構成 勤務評定は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した勤務実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性を評定する。 なお、詳細は広島県警察職員の勤務評定実施に関する訓令による。